

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.66

【共通】問1 第4類の危険物に関する次の表のうち、消防法上誤っているものを1つ選べ。ただし、組成等を勘案して総務省令で定めるものは本表の対象としていない。

番号	品名・性質	1気圧における引火点	指定数量
(1)	第1石油類・非水溶性液体	21度未満	200ℓ
(2)	第2石油類・非水溶性液体	21度以上70度未満	1,000ℓ
(3)	第3石油類・非水溶性液体	70度以上200度未満	2,000ℓ
(4)	第4石油類	200度以上	6,000ℓ

【消防用設備等】問1 特定1階段等防火対象物に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 「避難階」とは、建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階をいう。
- (2) 「避難階以外の階」とは、建築基準法施行令第13条第1号に規定する避難階以外の階をいい、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあってはその区画された部分をいう。
- (3) 避難階以外の階から避難階又は地上に直通する屋内階段（建築基準法施行令第26条に規定する傾斜路を含む）が1しか設けられていなくても、総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては特定1階段等防火対象物に該当しない。
- (4) 避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（建築基準法施行令第26条に規定する傾斜路を含む）が1しか設けられていなくても、当該階段が屋外階段であれば特定1階段等防火対象物に該当しない。

【消防用設備等】問2 消防用水の有効水量に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 地盤面に設けられている消防用水の有効水量は、その設けられている地盤面の高さから4.5m以内の部分の水量とする。
- (2) 消防用水が流水を利用するものであるときは、その有効水量の計算にあたっては、 $0.8\text{ m}^3/\text{分}$ の流量を $20\text{ m}^3$ の水量に換算するものとする。
- (3) 耐火建築物であって、敷地面積が $2\text{ 万 m}^2$ 、床面積が $1\text{ 万 }5,000\text{ m}^2$ である学校の消防用水は、その有効水量を $20\text{ m}^3$ 以上となるように設けなければならない。
- (4) 1個の消防用水の有効水量は、 $20\text{ m}^3$ 未満（流水の場合は $0.8\text{ m}^3/\text{分}$ 未満）のものであってはならない。

【防火査察】問1 消防法の違反処理手続に係る書類の作成にあたっては、刑事訴訟に関連する事項でもあるので留意すべき事項があるが、留意すべき事項に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 告発書に添付する資料で、公務員以外の者が作成した書類には、消防職員が作成年月日を記載して、作成者に署名押印させる。
- (2) 書類を作成する場合は、作成年月日を記載して署名押印し、その所属名を表示する。また、書類には毎葉に必ず認印する。
- (3) 添付資料に原本がある場合は、原本と同一である旨を認証しておくため、作成年月日を記載し、作成者が署名押印する。
- (4) 書類の文字を改変しない。文字を加え、削り又は欄外に記入したときはこれに必ず認印し、その字数を記載する。また、削った文字については、読むことができるように字体を残しておく。

【防火査察】問2 消防法の立入検査を実施した結果、法令違反があった場合には、検査年月日から改修が完了するまでの是正指導等の経過について、指導記録簿に記録し、防火対象物台帳、改修（計画）報告書等と一体として管理する必要があるが、指導記録簿に記録すべき事項に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 立入検査年月日（違反を発見した日）及び違反内容
- (2) 立入検査で知った企業の秘密に関する事項
- (3) 改修までに実施した指導及び関係者の対応
- (4) 改修予定スケジュール並びに経過確認等の日時及びその状況

【危険物】問1 次のうち、移動タンク貯蔵所に備え付けることが義務付けられている書類に該当しないものはどれか。

- (1) 完成検査済証 (2) 点検記録
- (3) 譲渡引渡届出書 (4) 設置許可申請書及び変更許可申請書

【危険物】問2 危険物の試験に関し、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 酸化力の潜在的な危険性を判断するための試験（第1類の危険物） 燃焼試験
- (2) 爆発の危険性を判断するための試験（第5類の危険物） 熱分析試験
- (3) 引火の危険性を判断するための試験（第2類の危険物） 小ガス炎着火試験
- (4) 加熱分解の激しさを判断するための試験（第5類の危険物） 圧力容器試験

ため、誤り。  
(5) 正しい。

**〔警防〕**

問1 答 (3)

解説 消火設備等付帯設備の有効活用を図るとともに、反対車線、Uターン路、避難用通路等トンネル内の施設構造を有効に活用した効果的な活動を行う。

問2 答 (3)

解説 換気口の解放等関係者の初動措置を確認するなど、関係者と連携を密にして効果的な消防活動を行う。

問3 答 (1)

解説 消火手段の決定に当たっては船舶関係者の意見を聴取して判断する。

**〔救急〕**

問1 答 (4)

解説 傷病者の観察に基づき、医療機関リストの中から搬送すべき医療機関を選定するための基準を定めるものであること。(選定基準：消防法第35条の5第2項第4号)

問2 答 (4)

解説 触診法による収縮期血圧は聴診法よりも低く測定されることが多い。

問3 答 (4)

解説 60歳以上の男性に起こりやすいが、突然発症した背部痛とバイタルサインから急性大動脈解離が強く疑われる。この状態から静脈路確保は救急救命士の特定行為であり対象外、バッグ・バルブ・マスク換気も不要である。

予防技術検定模擬テスト

**〔共通〕**

問1 答 (4)

解説 本問の表は、消防法別表第1備考及び危険物の規制に関する政令別表第3をまとめたものである。(4)の第4石油類は水溶性、非水溶性の別がなく、引火点は200度以上250度未満のものをいうとされている。消防法別表第1備考第16号。

**〔消防用設備等〕**

問1 答 (2)

解説 本問は消防法施行令第4条の2の2に規定されている特定1階段等防火対象物の定義に関する設問である。選択肢の(2)は、建築基準法施行令第13条第1項に規定する避難階であるか否かにかかわらず、1階及

び2階については「避難階以外の階」に該当しないことを理解しているかどうかを問うている。なお、「特定1階段等防火対象物」という用語は、消防法施行規則第23条第4項第7号へで規定されているが、消防法施行令第4条の2の2で規定する防火対象物と同じものである。

問2 答 (3)

解説 (1) 正しい。消防法施行令第27条第3項第1号。  
(2) 正しい。消防法施行令第27条第3項第1号。  
(3) 誤り。消防法施行令第27条第3項第1号。本設問の場合、1万5,000㎡を7,500㎡で除した値である2に20m<sup>3</sup>を乗じ、40m<sup>3</sup>以上となるように設けなければならない。  
(4) 正しい。消防法施行令第27条第3項第2号。

**〔防火査察〕**

問1 答 (2)

解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。  
(2) 書類には毎葉に必ず契印する必要があるので、不適当。  
(3) 違反処理マニュアルにより適当。  
(4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (2)

解説 (1) 立入検査マニュアルにより適当。  
(2) 指導記録簿は、立入検査の実施結果を記録する帳票などのことであり、違反改修等に関係あるもののみ記録すべきであるので、不適当。  
(3) 立入検査マニュアルにより適当。  
(4) 立入検査マニュアルにより適当。

**〔危険物〕**

問1 答 (4)

解説 移動タンク貯蔵所の特殊性に鑑み、危険物移送中等においても基準適合状況等の確認を適切に行うことができるよう関係書類の備え付けが義務付けられている。

〔参照条文〕危険物の規制に関する政令第26条第1項第9号、危険物の規制に関する規則第40条の2の3。

問2 答 (3)

解説 危険物としての性状を判断するための試験が各類型ごとに定められている。第2類危険物の引火の危険性を判断するための試験は、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験である。

〔参照条文〕消防法別表第1備考。危険物の規制に関する政令第1条の3～第1条の8。